　　　　　㊢

第４４回 全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクール実施要項

１ 趣 旨

日本ＰＴＡ全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するＰＴＡ広報紙作品を広く募 集し，優秀作品を表彰・公開することにより，ＰＴＡ広報活動の活発化を促進し，ＰＴＡ活動の一助となることを目的とする。

２ 主 催

公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会

協 賛 日本教育新聞社，教育家庭新聞社（予定）

後 援 文部科学省（予定）

３ 応募の対象

令和３（2021）年４月から令和４（2022）年３月までに発行されたすべての号を１部送付。

※ 年１回以上発行されたもの（令和３年度募集より変更）

現状のままで送付（複製やコピーは不可，ＣＤ不可，補強のための表紙などは付けない）。

また，令和４年度募集より，印刷物で配布せずインターネットを介して閲覧するものを「ＷＥＢ版」として応募を受け付ける（詳細は別添補足資料を参照）。

４ 募集期間

①各単位ＰＴＡは，令和４年４月２８日（木）までに，各地方協議会に送付。

②各地方協議会は，第１次審査を終えた作品及び別紙を，公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会事務局へ送付。

５ 審査の流れ

①各地方協議会で第１次審査を行い小学校６点以内，中学校４点以内を選考。

②各地方協議会は第１次審査した作品を公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会事務局に送付する。

③公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会は第 1 次審査で選ばれた作品について第２次， 第３次，最終審査の３回の審査を行う。

④「ＷＥＢ版」は，各地方協議会で第１次審査を行い３点以内で選考したものを，公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会において，第２次，最終審査の２回の審査を行う。

６ 審査基準

ＰＴＡ広報紙のもつ目的・使命・記事の内容・編集方法・レイアウト・見出し・文章などについて総合的に審査する。

７ 審査委員

文部科学省，学識経験者，公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会，日本教育新聞社，教育家庭新聞社（予

定）

８ 優秀作品の賞

文部科学大臣賞（最優秀賞・小／中学校各１点），公益社団法人日本ＰＴＡ全 国協議会会長賞，日本教育新聞社社長賞，教育家庭新聞社社長賞，特別賞（企画賞・写真賞・レイアウト賞），佳作，ＷＥＢ版特別賞

９ 表 彰 式

表彰式は，令和４年度 年次表彰式で行う予定。 【令和４年１１月１８日（金）予定】

10 そ の 他

・応募作品は返却しない。

・入賞作品は，日本ＰＴＡ機関紙及び日本教育新聞に掲載する予定。

・受賞作品については「第４４回 優秀広報紙集」として発刊する予定。

補足資料 全国小・中学校ＰＴＡ広報紙コンクール「ＷＥＢ版」の募集について

令和４年度より新たに開始する「ＷＥＢ版」募集について，以下をご確認の上ご応募ください。

１）審査基準について広報紙コンクールに準拠する。

２）優秀作品の賞についてＷＥＢ版特別賞とし，日本ＰＴＡ全国協議会会長名で表彰を行う。なお，小・中・一貫 校・義務教育学校等の部門は設けない。

３）要件について以下の要件を満たしたものを「ＷＥＢ版」審査対象とする。

①ブラウザで表示されるページ内に団体名（ＰＴＡ名）が正しく明記されているもの。

②団体内で広報物として担当者や更新ルールを定める等，管理されているもの（有志のみで不定期に更新されるものは対象としない）。

③各地方協議会の求める資料（応募用紙等）が提出できるもの。

④開かれた情報発信が行われているもの（会員向けにセキュリティ管理されたもの（パス ワードでのログインが必要等）や会員向け情報発信に添付し配信されたものは対象としない）。

⑤情報発信及び更新方式は，ホームページでの掲載だけでなく，ブログサービスの利用，ＳＮＳサービスの利用等インターネットを利用しブラウザにて閲覧できるもの全てを原則として認める。ただし，サービス提供のアプリ等を介さないと閲覧できないものは対象外とする（例：TikTok はブラウザから見る時はアカウント検索ができないので内容確認ができないため対象外となる）。

⑥ＰＤＦ形式でまとめたテキストや画像のホームページ掲載されたものも審査対象とする。ただし，そのＰＤＦを印刷し配布していないものに限る。

４）提出方法

各地方協議会の応募票に必要事項を記入して提出する。なお，発信方法により以下を記載する。

①ホームページ・ブログサービス

タイトル，ＵＲＬ（http からはじまるもの）。可能ならＵＲＬの２次元バーコードを添付。

②ＳＮＳアカウント

アカウント名，アカウント（＠から始まるアルファベット），利用サービス名。可能ならＵＲＬの２次元バーコードを添付。

５）各地方協議会での審査について 各地方協議会で第１次審査を行い３点以内で選考。

ただし，令和４年度より募集を開始するため，令和４年度における応募は，各地方協議会での第 1 次審

査実施の可否及び応募数を問わないものとする。